

議案第38号

朝来市使用料及び手数料の適正化のための見直しに伴う関係条例の整備
等に関する条例制定について

朝来市使用料及び手数料の適正化のための見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

第7期朝来市行財政改革推進委員会による使用料及び手数料の見直しに係る中間答申に基づき、自主財源の確保及び受益者負担の公平性の確保等を目的としてこれらの額の適正化を図るため、関係条例について所要の整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市使用料及び手数料の適正化のための見直しに伴う関係条例の整備
等に関する条例

(朝来市婦人・若者等活動促進施設条例の一部改正)

第1条 朝来市婦人・若者等活動促進施設条例（平成17年朝来市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第6条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条第2項第3号中「使用」を「利用」に改める。

第8条ただし書中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改め、「の使用料について」を削り、「とおりとする」を「使用料を納付しなければならない」に改める。

第10条を第11条とし、第9条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第9条 第7条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、前条ただし書に規定する使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て施設の利用料金を定めることができる。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 朝来市和田山婦人・若者等活動促進施設

区分	午前（9時～12時）	午後（13時～17時）	夜間（18時～22時）	昼夜間（9時～22時）	延長利用をした場合の1時間当たりの使用料
大会議室	1,000円	1,200円	1,400円	2,500円	300円
調理室	1,500円	1,800円	2,300円	3,400円	500円
その他の室	500円	600円	700円	1,200円	200円

備考

- 1 冷暖房設備を加えて利用する場合は、100分の120に相当する額とする。
- 2 「延長利用」とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の22時以後に延長して利用することをいう。
- 3 延長利用時の使用料は、表中「延長利用をした場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長利用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て、延長利用とはみなさない。

2 朝来市山東婦人・若者等活動促進施設

区分	午前（9時～13時）	午後（13時～18時）	夜間（18時～22時）
大会議室	1,000円	1,200円	1,000円
特産物展示販売室	600円	700円	600円
調理実習室	800円	1,000円	800円
研修室	200円	300円	200円
味噌加工室	300円	400円	300円

備考 冷暖房設備を加えて利用する場合は、100分の120に相当する額とする。

（朝来市さんとう緑風ホール条例の一部改正）

第2条 朝来市さんとう緑風ホール条例（平成17年朝来市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第5条の見出し及び同条中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用できなくなった」を「利用できなくなった」に改める。

第6条の見出し及び同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第7条中「使用者」を「利用者」に改める。

第8条中「使用で」を「利用で」に改める。

第10条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表中

「	「						
<table><tr><td>3, 150円</td><td>5, 250円</td><td>6, 300円</td></tr></table>	3, 150円	5, 250円	6, 300円	<table><tr><td>4, 700円</td><td>7, 800円</td><td>9, 400円</td></tr></table>	4, 700円	7, 800円	9, 400円
3, 150円	5, 250円	6, 300円					
4, 700円	7, 800円	9, 400円					
」を	」に						

改める。

（朝来市手数料徴収条例の一部改正）

第3条 朝来市手数料徴収条例（平成17年朝来市条例第79条）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「申請の際」の次に「又は当該申請に係る交付の際」を加え、同条に次の1項を加える。

3 多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により住民票の写し等を交付する場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（郵便等による交付）

第4条 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により謄本、抄本、証明書その他の書類の交付を求める者は、第2条及び別表に規定する手数料のほか、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

別表中「1,300円」を「600円」に、

「

納税証明	1枚につき	200円	
固定資産評価証明	1枚につき	200円	
固定資産課税台帳の閲覧	1回につき	200円	1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは、1時間までごとに200円を加える。
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	1枚につき	200円	
市税、資料に基づく諸証明	1枚につき	200円	
印鑑証明	1枚につき	200円	
認可地縁団体印鑑証明	1枚につき	200円	
身分証明	1枚につき	200円	
埋火葬証明	1枚につき	200円	
被害証明	1枚につき	200円	
非農地証明	1枚につき	200円	
漂流物、沈没品保管証明	1枚につき	200円	
上記以外の諸証明	1枚につき	200円	
住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき	200円	
戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき	200円	

」を

「

納税証明	1枚につき	300円	
------	-------	------	--

固定資産評価証明	1 枚につき	300 円	
固定資産課税台帳 の閲覧	1 回につき	300 円	1 人 1 種類 1 回を 1 件とし、1 時間 を超えるときは、 1 時間までごとに 300 円を加える。
固定資産課税台帳 に記載されている 事項の証明	1 枚につき	300 円	
所得、課税証明	1 枚につき	300 円 (多機能端末機に よる交付にあつて は 150 円)	
市税、資料に基づ く諸証明	1 枚につき	300 円	
印鑑証明	1 枚につき	300 円 (多機能端末機に よる交付にあつて は 150 円)	
認可地縁団体印鑑 証明	1 枚につき	300 円	
身分証明	1 枚につき	300 円	
埋火葬証明	1 枚につき	300 円	
被害証明	1 枚につき	300 円	
非農地証明	1 枚につき	300 円	
漂流物、沈没品保 管証明	1 枚につき	300 円	
上記以外の諸証明	1 枚につき	300 円	
住民票の写しの交 付	1 件につき	300 円 (多機能端末機に よる交付にあつて は 150 円)	
除かれた住民票の 写しの交付	1 件につき	300 円	
戸籍の附票の写し の交付	1 件につき	300 円 (多機能端末機に よる交付にあつて は 150 円)	
除かれた戸籍の附	1 件につき	300 円	

票の写しの交付			
---------	--	--	--

」に、

「

公簿、図面等の公文書の閲覧	1 件につき	200 円	1 人 1 種類 1 回を 1 件とし、1 時間を超えるときは 1 時間までごとに 200 円を加える。
---------------	--------	-------	--

」を

「

公簿、図面等の公文書の閲覧	1 件につき	300 円	1 人 1 種類 1 回を 1 件とし、1 時間を超えるときは、1 時間までごとに 300 円を加える。
---------------	--------	-------	--

」に

改める。

(朝来市税条例の一部改正)

第 4 条 朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第18条の 4 第 1 項中「証明書 1 枚ごとに200円とする」を「朝来市手数料徴収条例（平成17年朝来市条例第79号。以下「手数料徴収条例」という。）に定めるところによる」に改める。

第73条の 2 第 1 項中「1 回につき200円とする」を「手数料徴収条例に定めるところによる」に改める。

第73条の 3 第 1 項中「証明書 1 枚ごとに200円とする」を「手数料徴収条例に定めるところによる」に改める。

(朝来市山東野外活動施設条例の一部改正)

第 5 条 朝来市山東野外活動施設条例（平成17年朝来市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「、風俗」を「又は善良な風俗」に、「おそれのある」を「おそれがある」に改める。

第 7 条第 2 項中「減額し、又は」を削る。

別表中「

「

1, 000円
3, 000円
2, 000円

1, 500円
4, 000円
2, 600円

」を

」に改める。

(朝来市社会体育施設条例の一部改正)

第 6 条 朝来市社会体育施設条例（平成17年朝来市条例第123号）の一部を次のよう

に改正する。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に、「認められるもの」を「認められるとき。」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「もの」を「とき。」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「もの」を「とき。」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

施設名称等		午前（8時 ～12時）	午後（12時 ～17時）	夜間（17時 ～22時）	昼夜間（8 時～22時）	備考
朝来市生野体育館	競技場 （全面）	1,500円	2,200円	3,000円	6,000円	
	競技場 （半面）	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
朝来市奥銀谷体育館	競技場 （全面）	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
朝来市栃原体育館	競技場 （全面）	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
朝来市八王子グラウンド	グラウンド	1,000円	1,000円	1,000円	2,700円	
	照明使用料（全灯）	30分につき 1,500円				
	照明使用料（半灯）	30分につき 900円				
朝来市琵琶の丸健康公園ゲートボール場		無料				
朝来市生野ゲートボール広場		無料				
朝来市生野ローンボールコート		無料				
朝来市土田緑地公園多目的広場		無料				
朝来市秋葉台テニス場	テニスコート（1面）	1時間につき 200円				開場時間は8時から21時までとする。
	照明使用料（1面）	30分につき 200円				
朝来市和田山	競技場	2,200円	3,000円	4,500円	8,700円	競技場 1

体育センター	(全面)					／3面とはバレーボールコート1面を利用時にのみ適用する。
	競技場 (半面)	1,500円	2,200円	3,000円	6,000円	
	競技場 (1／3面)	900円	1,200円	1,800円	3,400円	
朝来市和田山武道館	競技場 (全面)	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
	剣道場又は柔道場のみ	600円	900円	1,500円	2,700円	
朝来市和田山スポーツ公園グラウンド		1,000円	1,000円	1,000円	2,700円	
朝来市和田山屋内ゲートボール場	1面	400円	400円	400円	1,200円	開場時間は8時から21時までとする。
朝来市山東体育館	競技場 (全面)	1,500円	2,200円	3,000円	6,000円	
	競技場 (半面)	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
朝来市栗鹿体育館	競技場 (全面)	1,000円	1,300円	1,900円	3,200円	
朝来市与布土体育館	競技場 (全面)	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
朝来市朝来体育館	競技場 (全面)	1,500円	2,200円	3,000円	6,000円	
	競技場 (半面)	1,100円	1,400円	2,100円	3,400円	
	会議室	600円	700円	1,000円	2,000円	
	卓球場	600円	700円	1,000円	2,000円	
朝来市朝来グラウンド		1,000円	1,000円	1,000円	2,700円	

(朝来市文化会館条例の一部改正)

第7条 朝来市文化会館条例（平成17年朝来市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「利用」を「使用」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を

「利用しよう」に改め、同条第２項及び第３項中「使用」を「利用」に改める。

第８条第１項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用内容」を「利用内容」に改め、同条第３項中「使用する」を「利用する」に改める。

第10条の見出し及び同条中「使用者」を「利用者」に改め、「使用許可」を「利用許可」に、「使用の」を「利用の」に、「使用後」を「利用後」に改める。

第11条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第１項中「使用」を「利用」に改め、同条第２項中「使用者」を「利用者」に改める。

第13条第１項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第２項中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第３項中「使用者」を「利用者」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第８条関係） 文化会館の使用料

施設名称等		午前（９時～12時）	午後（13時～17時）	夜間（18時～22時）	午前・午後（９時～17時）	午後・夜間（13時～22時）	１日（９時～22時）	延長利用をした場合の１時間当たりの使用料
朝来市生野マインホール	ホール	13,500円	18,000円	18,000円	31,500円	36,000円	49,500円	4,500円
		18,000円	24,000円	24,000円	42,000円	48,000円	66,000円	6,000円
	会議室Ⅰ	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	300円
	会議室Ⅱ	650円	900円	900円	1,550円	1,800円	2,450円	200円
	会議室Ⅲ	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円	150円
	控室Ⅰ・Ⅱ	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円	150円
	ホワイエ	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	16,500円	1,500円
朝来市和田山ジュビターホール	ホール	22,500円	30,000円	30,000円	52,500円	60,000円	82,500円	7,500円
		27,000円	36,000円	36,000円	63,000円	72,000円	99,000円	9,000円
	リハーサル室（小ホール）	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	16,500円	1,500円
		5,400円	7,200円	7,200円	12,600円	14,400円	19,800円	1,800円
	楽屋Ⅰ・Ⅱ	650円	900円	900円	1,550円	1,800円	2,450円	200円
	楽屋Ⅲ	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	300円
	会議室	1,350円	1,800円	1,800円	3,150円	3,600円	4,950円	450円
	研修室	1,800円	2,400円	2,400円	4,200円	4,800円	6,600円	600円

	和室	1,350円	1,800円	1,800円	3,150円	3,600円	4,950円	450円
	ホワイエ	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	16,500円	1,500円
朝来市 あさこぎ・さ	ホール	9,000円	12,000円	12,000円	21,000円	24,000円	33,000円	3,000円
		13,500円	18,000円	18,000円	31,500円	36,000円	49,500円	4,500円
	ホワイエ	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	16,500円	1,500円
	楽屋	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円	150円

備考

1 曜日等による使用料

使用料の上段の額は、月曜日から金曜日までの使用料とし、下段の額は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料とする。

2 使用料の加算

- (1) ホール及びリハーサル室の利用者が、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の使用料は、使用料に次の区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市長の認める社会福祉の増進に資することを目的とした団体及び組織的な教育活動を行う団体等が利用する場合は、この限りでない。

入場料等	加算率
入場料の額（入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。）が1,500円未満の場合	20%
入場料の額が、1,500円以上の場合	50%
入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合	100%

- (2) 会議室、研修室、和室又はホワイエの利用者が、入場料を徴収する場合は、使用料に50%を乗じて得た額を加算した額とするが、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合は、使用料に100%を乗じて得た額を加算した額とする。

- (3) 冷暖房設備を使用するときは、使用料に30%を乗じて得た額を加算した額とする。

3 使用料の減額

ホール、リハーサル室及びホワイエを準備、練習又は楽屋等に利用する場合は、使用料に50%を乗じて得た額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の準備又は練習に利用する場合を除く。

4 延長利用の定義及び使用料

- (1) 「延長利用」とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の午後10時以後に延長して利用することをいう。
- (2) 延長利用時の使用料は、表中「延長利用をした場合の1時間当たりの使

用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長利用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て、延長利用とはみなさない。

別表第2（第8条関係） 附属設備等の使用料

施設	種別	単位	使用料
朝来市生野メインホール	舞台設備	一式 1台 1双 1枚	規則で定める額
	照明設備	1列 1台	
	音響設備	一式 1台	
	その他共通	一式 1台 1枚 1室	
朝来市和田山ジュピターホール	舞台設備	1基 1台 一式 1枚 1本 1脚 1個 1双	規則で定める額
	照明・映像設備	1列 1基 1台 一式 1組	
	基本照明	一式	
	音響設備	1台 一式 1本	
	その他附属設備等	1台 一式 1KW 1個 1脚 1枚	
朝来市あさご芸術・ホール	舞台設備	一式 1台 1脚 1双 1枚	規則で定める額
	照明設備	1列 一式 1組 1台 1枚	
	音響設備	一式 1台 1本	
	その他共通	1台 一式 1枚	

（朝来市あさご芸術の森美術館条例の一部改正）

第8条 朝来市あさご芸術の森美術館条例（平成17年朝来市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「資料」の次に「(以下「美術品等」という。)」を加える。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「美術館を占用使用」を「展示施設又は附帯施設を利用」に、「規則の」を「規則で」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第9条中「占用使用」を「利用」に改め、「利用をし、又はその」を削る。

第10条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「占用使用」を「利用」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用許可を変更し、若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可」を「利用許可の

条件を変更し、又は利用の停止を命じ、若しくは利用許可」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条第 1 号中「使用許可」を「利用許可」に、「使用し」を「利用し」に改め、同条第 2 号中「使用」を「利用」に改め、同条第 3 号中「使用させ」を「利用させ」に改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「使用しない」を「利用しない」に改める。

第16条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用に」を「利用に」に、「使用しなければ」を「利用しなければ」に改め、同条第 2 項中「使用者」を「利用者」に、「使用中」を「利用中」に改める。

第17条第 1 項及び第 2 項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第 3 項中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第18条を次のように改める。

（損害賠償の義務）

第18条 美術館の施設及び美術品等並びに器具備品その他これらに類する物品（次条において「設備等」という。）を汚損し、毀損し、若しくは亡失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第23条中「及び運営」を削る。

別表第 1 利用形態の欄中

「	「
占有使用又は観覧	利用又は観覧
占有使用又は観覧	利用又は観覧
占有使用	利用
入館利用	
入館利用	
」を	」に改め、

同表の付記を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 8 条関係）使用料

施設区分		利用期間 半日（9 時～13 時 又は13 時～17 時）	1 日（9 時～17 時）	1 週間（6 日間）
企画展示室	全室	7, 500 円	15, 000 円	75, 000 円
	大展示室	6, 000 円	12, 000 円	60, 000 円
	中展示室	4, 500 円	9, 000 円	45, 000 円
	小展示室	3, 000 円	6, 000 円	30, 000 円
彫刻公園（屋外展示場）		5, 000 円	10, 000 円	60, 000 円

備考 企画展示室を準備又は片付けのために利用するときは、その前後半日に限り、使用料の納付を要しない。

別表第 4 の欄外の付記を次のように改める。

備考

- 1 「団体」とは、その総人員が20人以上のものをいう。
- 2 「常設展示観覧」とは、美術館が平常的に展示する美術品等を観覧することをいう。
- 3 「企画展示観覧」とは、美術館が主催して特別に展示する美術品等を観覧することをいう。
- 4 「一般」とは、大学生・高校生、小学生・中学生以外の者で15歳以上の者をいう。
- 5 「大学生・高校生」とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれに準ずるものに在学する者をいう。
- 6 利用者が開催する作品展等を観覧するときは、観覧料のほかに当該作品展等の入場料を納付しなければならない。

(朝来市斎場条例の一部改正)

第9条 朝来市斎場条例（平成17年朝来市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第10条中「事由」を「理由」に改める。

別表中

「		「
30,000円	60,000円	21,000円
20,000円	40,000円	14,000円
10,000円	20,000円	7,000円
10,000円	20,000円	7,000円
5,000円	10,000円	3,500円
10,000円	20,000円	7,000円
5,000円	10,000円	3,500円
20,000円	40,000円	14,000円
10,000円	20,000円	7,000円
10,000円	20,000円	2,700円
50,000円	100,000円	50,000円
50,000円	100,000円	38,000円
3,000円	6,000円	2,000円
3,000円	6,000円	1,800円
」を		」に

改め、同表の欄外の備考中「利用」を「使用」に改める。

(朝来市埋蔵文化財センター条例の一部改正)

第10条 朝来市埋蔵文化財センター条例（平成17年朝来市条例第267号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「教育委員会」を「朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第7条の見出しを「(入館料等)」に改め、同条第2項ただし書中「理由」を「事

由」に改める。

第8条の見出し中「観覧料」を「観覧料等」に改め、同条中「理由」を「事由」に、「観覧料」を「観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）」に改める。

第9条の見出し及び同条中「観覧料」を「観覧料等」に、「理由」を「事由」に改める。

第14条を第19条とし、第13条第2項第3号中「観覧料」を「観覧料等」に改め、同条を第18条とし、第12条を第17条とし、第11条の次に次の5条を加える。

（施設の区分及び利用形態）

第12条 センターの施設は、別表第1のとおりとする。

（利用許可及び使用料）

第13条 体験学習室を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）で別表第2に掲げる施設を利用するものは、使用料を納付しなければならない。

（利用許可の条件）

第14条 教育委員会は、利用の許可に際し、必要な条件を付することができる。

（譲渡及び転貸の禁止）

第15条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくはその利用を制限し、又は退去を命ずることができる。この場合において、これにより生じた損害については、利用者がその賠償の責めを負わなければならない。

（1）利用許可の申請に偽りがあったとき。

（2）利用許可の条件に違反し、又は指示に従わないとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第12条関係）施設の区分及び利用形態

施設の区分	施設の名称
展示施設	常設展示室
	特別展示室
	屋外展示場
附帯施設	体験学習室

別表第2（第13条関係）施設の使用料

区分	名称	金額
附帯施設	体験学習室	300円／1時間

（朝来市旧生野鉦山職員宿舍条例の一部改正）

第11条 朝来市旧生野鉦山職員宿舍条例（平成22年朝来市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「利用して」を「使用して」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条及び第11条関係）

職員宿舎の使用料

（甲9号及び甲19号）

利用区分	使用料	摘要
時間貸し	1時間当たり300円	1棟当たり
宿泊	1日当たり50,000円	1棟当たり

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 2 宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。
- 3 宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。

（朝来市生野まちなみ交流館条例の一部改正）

第12条 朝来市生野まちなみ交流館条例（平成22年朝来市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中「利用して」を「使用して」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条及び第11条関係）

まちなみ交流館の使用料

1 生野まちづくり工房井筒屋

施設の名称	使用料
会議室	1時間当たり300円
土蔵	1月間当たり3,000円

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 2 土蔵の利用において、1箇月に満たない場合は、休館日を含めて1日当たり100円とする。

2 口銀谷銀山町ミュージアムセンター

施設の名称	使用料
本館1階和室	1時間当たり300円
本館2階和室	1時間当たり300円
別館和室	1時間当たり300円
本館土蔵	1月間当たり3,000円
別館土蔵	1月間当たり3,000円

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。

2 土蔵の利用において、1箇月に満たない場合は、休館日を含めて1日当たり100円とする。

(朝来市生涯学習センター条例の一部改正)

第13条 朝来市生涯学習センター条例（平成29年朝来市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

朝来市朝来生涯学習センター	第1研修室	600円	800円	1,000円
	第2研修室	600円	800円	1,000円
	第3研修室	600円	800円	1,000円
	第4研修室	600円	800円	1,000円
	第5研修室	600円	800円	1,000円
	第6研修室	600円	800円	1,000円
	調理実習室	1,500円	1,800円	2,200円
備考 冷暖房を使用する場合は、上記の使用料に2割を加算した額とする。				

」を

「

朝来市朝来生涯学習センター	第1研修室	900円	1,200円	1,500円
	第2研修室	900円	1,200円	1,500円
	第3研修室	900円	1,200円	1,500円
	第4研修室	900円	1,200円	1,500円
	第5研修室	900円	1,200円	1,500円
	第6研修室	900円	1,200円	1,500円
	調理実習室	1,500円	1,800円	2,200円

備考 冷暖房設備を使用する場合は、上記の使用料に2割を加算した額とする。

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の朝来市婦人・若者等活動促進施設条例別表の規定、第2条の規定による改正後の朝来市さんとう緑風ホール条例別表の規定、第3条の規定による改正後の朝来市手数料徴収条例別表の規定、第5条の規定による改正後の朝来市山東野外活動施設条例別表の規定、第6条の規定による改正後の朝来市社会体育施設条例別表第2の規定、第7条の規定による改正後の朝来市文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第8条の規定による改正後の朝来市あさご芸術の森美術館条例別表第2の規定、第9条の規定による改正後の朝来市斎場条例別表の規定、第10条の規定によ

る改正後の朝来市埋蔵文化財センター条例別表第2の規定、第11条の規定による改正後の朝来市旧生野鉦山職員宿舍条例別表の規定、第12条の規定による改正後の朝来市生野まちなみ交流館条例別表の規定及び第13条の規定による改正後の朝来市生涯学習センター条例別表の規定は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の朝来市婦人・若者等活動促進施設条例別表の規定、第2条の規定による改正後の朝来市さんとう緑風ホール条例別表の規定、第3条の規定による改正後の朝来市手数料徴収条例別表の規定、第5条の規定による改正後の朝来市山東野外活動施設条例別表の規定、第6条の規定による改正後の朝来市社会体育施設条例別表第2の規定、第7条の規定による改正後の朝来市文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第8条の規定による改正後の朝来市あさご芸術の森美術館条例別表第2の規定、第9条の規定による改正後の朝来市斎場条例別表の規定、第10条の規定による改正後の朝来市埋蔵文化財センター条例別表第2の規定、第11条の規定による改正後の朝来市旧生野鉦山職員宿舍条例別表の規定、第12条の規定による改正後の朝来市生野まちなみ交流館条例別表の規定及び第13条の規定による改正後の朝来市生涯学習センター条例別表の規定は、この条例の施行日以後の利用又は申請に係る使用料等について適用し、施行日前の利用又は申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

議案第38号

朝来市使用料及び手数料の適正化のための見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例

第1条 朝来市婦人・若者等活動促進施設条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(<u>使用</u>の許可) 第4条 施設を<u>使用</u>しようとする者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、市長の許可を受けなければならない。 2（略） (<u>使用</u>の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>使用</u>を許可しない。 (1)～(4)（略） (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>使用</u>が不適當であると認めるとき。 (許可の取消し等) 第6条 市長は、<u>使用者</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>使用</u>を制限し、許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。 (1)～(4)（略） 2 前条の規定により、<u>使用者</u>に損害が生じた場合であっても、市長は、これに対する賠償又は補償の責任を負わない。 (指定管理者による管理) 第7条（略） 2（略） (1)、(2)（略） (3) <u>使用</u>の許可に関する業務 (4)、(5)（略） 3、4（略） (使用料) 第8条 施設の使用料は、無料とする。ただし、<u>第3条各号に規定する業務外で使用する場合の使用料については</u>、別表に定めるとおりとする。	(<u>利用</u>の許可) 第4条 施設を<u>利用</u>しようとする者（以下「<u>利用者</u>」という。）は、市長の許可を受けなければならない。 2（略） (<u>利用</u>の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用</u>を許可しない。 (1)～(4)（略） (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>利用</u>が不適當であると認めるとき。 (許可の取消し等) 第6条 市長は、<u>利用者</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用</u>を制限し、許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。 (1)～(4)（略） 2 前条の規定により、<u>利用者</u>に損害が生じた場合であっても、市長は、これに対する賠償又は補償の責任を負わない。 (指定管理者による管理) 第7条（略） 2（略） (1)、(2)（略） (3) <u>利用</u>の許可に関する業務 (4)、(5)（略） 3、4（略） (使用料) 第8条 施設の使用料は、無料とする。ただし、<u>第3条第1項各号に規定する業務外で使用する場合は</u>、別表に定める<u>使用料を納付しなければならない</u>。 (<u>利用料金</u>)

(原状回復の義務等)

第9条 使用者は、その責めに帰すべき理由により施設、設備若しくは備品を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第8条関係）

区分	9時～13時	13時～18時	18時～22時
	9時～13時	13時～18時	18時～22時
朝来市山東婦人・若者等活動促進施設 大会議室	4,000円	5,000円	4,000円
特産物展示販売室	2,400円	3,000円	2,400円
調理実習室	4,000円	5,000円	4,000円
研修室	1,200円	1,500円	1,200円
味噌加工室	2,000円	2,500円	2,000円

第9条 第7条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、前条ただし書に規定する使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て施設の利用料金を定めることができる。

(原状回復の義務等)

第10条 利用者は、その責めに帰すべき理由により施設、設備若しくは備品を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第8条関係）

1 朝来市和田山婦人・若者等活動促進施設

区分	午前（9時～12時）	午後（13時～17時）	夜間（18時～22時）	昼夜間（9時～22時）	延長利用をした場合の1時間当たりの使用料
大会議室	1,000円	1,200円	1,400円	2,500円	300円
調理室	1,500円	1,800円	2,300円	3,400円	500円
その他の室	500円	600円	700円	1,200円	200円

備考

- 1 冷暖房設備を加えて利用する場合は、100分の120に相当する額とする。
- 2 「延長利用」とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の22時以後に延長して利用することをいう。
- 3 延長利用時の使用料は、表中「延長利用をした場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長利用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て、延長利用とはみなさない。

2 朝来市山東婦人・若者等活動促進施設

区分	午前（9時～13時）	午後（13時～18時）	夜間（18時～22時）
大会議室	1,000円	1,200円	1,000円
特産物展示販売室	600円	700円	600円
調理実習室	800円	1,000円	800円
研修室	200円	300円	200円

	味噌加工室	300円	400円	300円
	備考 冷暖房設備を加えて利用する場合は、100分の120に相当する額とする。			

第2条 朝来市さんとう緑風ホール条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(使用の許可) 第3条 ホールを<u>使用しよう</u>とする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 (略) (使用の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホールの<u>使用</u>を許可しない。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>使用</u>が不適当であると認めるとき。 (使用の許可の取消し等) 第5条 市長は、<u>使用の許可</u>を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>使用の許可</u>を取り消し、又は<u>使用</u>を停止させることができる。この場合において、市長は、<u>使用者</u>に生じた損害又は損失については、賠償又は補償の責めを負わない。 (1) (略) (2) 偽りその他の不正の手段により<u>使用の許可</u>を受けたとき。 (3) 災害その他やむを得ない理由により<u>使用できなくなった</u>とき。 (4) (略) (使用者の責務) 第6条 <u>使用者</u>は、この条例又はこの条例に基づく規則を遵守し、市長が指示した事項に基づき、常に適切な<u>使用</u>に努めなければならない。 (使用料) 第7条 <u>使用者</u>は、別表に定めるところに	(利用の許可) 第3条 ホールを<u>利用しよう</u>とする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 (略) (利用の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホールの<u>利用</u>を許可しない。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>利用</u>が不適当であると認めるとき。 (利用の許可の取消し等) 第5条 市長は、<u>利用の許可</u>を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用の許可</u>を取り消し、又は<u>利用</u>を停止させることができる。この場合において、市長は、<u>利用者</u>に生じた損害又は損失については、賠償又は補償の責めを負わない。 (1) (略) (2) 偽りその他の不正の手段により<u>利用の許可</u>を受けたとき。 (3) 災害その他やむを得ない理由により<u>利用できなくなった</u>とき。 (4) (略) (利用者の責務) 第6条 <u>利用者</u>は、この条例又はこの条例に基づく規則を遵守し、市長が指示した事項に基づき、常に適切な<u>利用</u>に努めなければならない。 (使用料) 第7条 <u>利用者</u>は、別表に定めるところに

より使用料を納付しなければならない。
(使用料の減免)

第8条 市長は、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するための使用で、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、その責めに帰すべき理由によりホールの施設、設備若しくは備品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

別表（第7条関係）

区分	9時～13時	13時～18時	18時～22時
施設使用料	3,150円	5,250円	6,300円
冷暖房使用料	1時間当たり 1,700円		

より使用料を納付しなければならない。
(使用料の減免)

第8条 市長は、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するための利用で、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、その責めに帰すべき理由によりホールの施設、設備若しくは備品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

別表（第7条関係）

区分	9時～13時	13時～18時	18時～22時
施設使用料	4,700円	7,800円	9,400円
冷暖房使用料	1時間当たり 1,700円		

第3条 朝来市手数料徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(徴収の時期等) 第3条 手数料は、申請の際_____に徴収する。 2 (略)	(徴収の時期等) 第3条 手数料は、申請の際又は当該申請に係る交付の際に徴収する。 2 (略) 3 <u>多機能端末機</u> (市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により住民票の写し等を交付する場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。 (郵便等による交付) 第4条 <u>郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律</u> (平成14年法律第99条) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により謄本、抄本、証明書そ

(免除)
第4条 (略)
 (過料)
第5条 (略)
 (委任)
第6条 (略)

別表 (第2条関係)

種類	単位及び金額		備考
(略)	(略)	(略)	(略)
租税特別措置法 施行令 (昭和32 年政令第43号) 第41条各号又は 第42条第1項に 規定する個人の 新築又は取得を した家屋がこれ らの規定に規定 する家屋に該当 するものである ことについての 証明の申請に対 する審査に係る 住宅用家屋証明 申請手数料		1,300 円	
(略)	(略)	(略)	(略)
納税証明	1枚につき	200 円	
固定資産評価証 明	1枚につき	200 円	
固定資産課税台 帳の閲覧	1回につき	200 円	1人1種類1回 を1件とし、 1時間を超え るときは、1 時間までごと に200円を加え る。
固定資産課税台 帳に記載されて いる事項の証明	1枚につき	200 円	
市税、資料に基 づく諸証明	1枚につき	200 円	

の他の書類の交付を求める者は、第2条
及び別表に規定する手数料のほか、当該
送付に要する費用を負担しなければなら
ない。

(免除)
第5条 (略)
 (過料)
第6条 (略)
 (委任)
第7条 (略)

別表 (第2条関係)

種類	単位及び金額		備考
(略)	(略)	(略)	(略)
租税特別措置法 施行令 (昭和32 年政令第43号) 第41条各号又は 第42条第1項に 規定する個人の 新築又は取得を した家屋がこれ らの規定に規定 する家屋に該当 するものである ことについての 証明の申請に対 する審査に係る 住宅用家屋証明 申請手数料		600 円	
(略)	(略)	(略)	(略)
納税証明	1枚につき	300 円	
固定資産評価証 明	1枚につき	300 円	
固定資産課税台 帳の閲覧	1回につき	300 円	1人1種類1回 を1件とし、 1時間を超え るときは、1 時間までごと に300円を加え る。
固定資産課税台 帳に記載されて いる事項の証明	1枚につき	300 円	
所得、課税証明	1枚につき	300 円 (多機能端末 機による交 付にあって は150 円)	
市税、資料に基 づく諸証明	1枚につき	300 円	

印鑑証明	1枚につき	200 円	
認可地縁団体印鑑証明	1枚につき	200 円	
身分証明	1枚につき	200 円	
埋火葬証明	1枚につき	200 円	
被害証明	1枚につき	200 円	
非農地証明	1枚につき	200 円	
漂流物、沈没品保管証明	1枚につき	200 円	
上記以外の諸証明	1枚につき	200 円	
住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき	200 円	
戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき	200 円	

印鑑証明	1枚につき	300 円 (多機能端末による交付にあつては150 円)	
認可地縁団体印鑑証明	1枚につき	300 円	
身分証明	1枚につき	300 円	
埋火葬証明	1枚につき	300 円	
被害証明	1枚につき	300 円	
非農地証明	1枚につき	300 円	
漂流物、沈没品保管証明	1枚につき	300 円	
上記以外の諸証明	1枚につき	300 円	

住民票の写しの交付	1件につき	300 円 (多機能端末機による交付にあつては150 円)	
除かれた住民票の写しの交付	1件につき	300 円	
戸籍の附票の写しの交付	1件につき	300 円 (多機能端末機による交付にあつては150 円)	
除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき	300 円	
(略)	(略)	(略)	(略)
公簿、図面等の公文書の閲覧	1件につき	200 円	1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間までごとに200円を加える。
(略)	(略)	(略)	(略)

住民票の写しの交付	1件につき	300 円 (多機能端末機による交付にあつては150 円)	
除かれた住民票の写しの交付	1件につき	300 円	
戸籍の附票の写しの交付	1件につき	300 円 (多機能端末機による交付にあつては150 円)	
除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき	300 円	
(略)	(略)	(略)	(略)
公簿、図面等の公文書の閲覧	1件につき	300 円	1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは、1時間までごとに300円を加える。
(略)	(略)	(略)	(略)

第4条 朝来市税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、<u>証明書1</u>	(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、<u>朝来市手</u>

枚ごとに200円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。 2（略） （固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、<u>1回につき200円とする</u>。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 2（略） （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、<u>証明書1枚ごとに200円とする</u>。 2（略）	手数料徴収条例（平成17年朝来市条例第79号。以下「<u>手数料徴収条例</u>」という。）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。 2（略） （固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、<u>手数料徴収条例に定めるところによる</u>。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 2（略） （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、<u>手数料徴収条例に定めるところによる</u>。 2（略）
---	---

第5条 朝来市山東野外活動施設条例新旧対照表

現 行	改 正 案
（利用の許可） 第6条（略） 2（略） （1） 公の秩序、<u>風俗</u>その他公益を害する<u>おそれのある</u>とき。 （2）～（4） （略）	（利用の許可） 第6条（略） 2（略） （1） 公の秩序又は<u>善良な風俗</u>その他公益を害する<u>おそれがある</u>とき。 （2）～（4） （略）

3（略）

（施設使用料）

第7条（略）

2 市長は、特別に必要があると認めるときは、施設使用料を減額し、又は免除することができる。

別表（第7条関係）

区分	単位	金額	備考	
施設使用料	入場料	1人1泊	500円（小学生は300円、小学校就学前の者は無料）	
		日帰り1人1回	200円 小学生以上	
	ログハウス	1棟1泊	1,000円	
	管理棟	1棟1泊	3,000円	
		1棟1回	2,000円	
研修棟	1棟1回	3,000円		

3（略）

（施設使用料）

第7条（略）

2 市長は、特別に必要があると認めるときは、施設使用料を免除することができる。

別表（第7条関係）

区分	単位	金額	備考	
施設使用料	入場料	1人1泊	500円（小学生は300円、小学校就学前の者は無料）	
		日帰り1人1回	200円 小学生以上	
	ログハウス	1棟1泊	1,500円	
	管理棟	1棟1泊	4,000円	
		1棟1回	2,600円	
研修棟	1棟1回	3,000円		

第6条 朝来市社会体育施設条例新旧対照表

現 行						改 正 案					
(利用許可の制限) 第5条 (略) (1) 営利が目的と認められるもの (2) 管理上、適当でないと認められるもの (3) 前2号に掲げるもののほか、利用が不適当と認められるもの 別表第2 (第8条関係)						(利用許可の制限) 第5条 (略) (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利が目的と認められるとき。 (3) 管理上、適当でないと認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、利用が不適当と認められるとき。 別表第2 (第8条関係)					
施設名称等	午前 8:00～ 12:00	午後 12:00～ 17:00	夜間 17:00～ 22:00	昼夜間 8:00～ 22:00	備考	施設名称等	午前 (8時 ～12 時)	午後 (12 時～17 時)	夜間 (17 時～22 時)	昼夜間 (8時 ～22 時)	備考
朝来市 競技場 生野体 (全面)	1,000円	1,500円	2,000円	4,000円		朝来市 競技場 生野体 (全面)	1,500円	2,200円	3,000円	6,000円	
育館 競技場 (半面)	800円	1,000円	1,500円	2,900円		育館 競技場 (半面)	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
朝来市 競技場 奥銀谷 (全面)	800円	1,000円	1,500円	2,900円		朝来市 競技場 奥銀谷 (全面)	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
朝来市 競技場 栃原体 (全面)	800円	1,000円	1,500円	2,900円		朝来市 競技場 栃原体 (全面)	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
朝来市 グラウン 八王子ド	1,000円	1,000円	1,000円	2,700円	() 内 は、市外 者の使用 料とす	朝来市 グラウン 八王子ド	1,000円	1,000円	1,000円	2,700円	
グラウ ンド 照明使用 料 (全)	30分につき	1,500円 (2,250円)				グラウ ンド 照明使用	30分につき	1,500円			

	灯)					る。
	照明使用料 (半灯)	30分につき 900円 (1,350円)				
朝来市琵琶の丸健康公園ゲートボール場		無料				
朝来市生野ゲートボール広場		無料				
朝来市生野ローンボールコート		無料				
朝来市土田緑地公園多目的広場		無料				
朝来市秋葉台テニスコート (1面)	照明使用料 (1面)	1時間につき 200円				開場時間は8時から2時までとする。
朝来市和田山体育センター	競技場 (全面)	30分につき 200円				
	競技場 (1/3面)	1,500円	2,000円	3,000円	5,800円	競技場1/3面とバレーボールコート1面を使用時にのみ適用する。
朝来市和田山武道館	剣道場又は柔道場のみ	1,000円	1,500円	2,000円	4,000円	
朝来市和田山スポーツ公園グラウンド	1面	600円	800円	1,200円	2,300円	
朝来市和田山屋内ゲートボール場	1面	800円	1,000円	1,500円	2,900円	
朝来市山陽体育館	競技場 (全面)	400円	600円	1,000円	1,800円	
朝来市栗鹿体育館	競技場 (全面)	1,000円	1,000円	1,000円	2,700円	
朝来市与布土体育館	競技場 (全面)	300円	300円	300円	800円	開場時間は8時から2時までとする。
朝来市朝来体	競技場 (全面)	1,000円	1,500円	2,000円	4,000円	
	競技場 (半面)	800円	1,000円	1,500円	2,900円	
	会議室	800円	1,000円	1,500円	2,900円	
	卓球場	600円	700円	1,000円	2,000円	
朝来市朝来グラウンド		600円	700円	1,000円	2,000円	
		1,000円	1,000円	1,000円	2,700円	

料 (全灯)						
照明使用料 (半灯)	30分につき 900円					
朝来市琵琶の丸健康公園ゲートボール場		無料				
朝来市生野ゲートボール広場		無料				
朝来市生野ローンボールコート		無料				
朝来市土田緑地公園多目的広場		無料				
朝来市秋葉台テニスコート (1面)	照明使用料 (1面)	1時間につき 200円				開場時間は8時から2時までとする。
朝来市和田山体育センター	競技場 (全面)	30分につき 200円				
	競技場 (半面)	2,200円	3,000円	4,500円	8,700円	競技場1/3面とバレーボールコート1面を利用時にのみ適用する。
	競技場 (1/3面)	1,500円	2,200円	3,000円	6,000円	
朝来市和田山武道館	剣道場又は柔道場のみ	900円	1,200円	1,800円	3,400円	
朝来市和田山スポーツ公園グラウンド	1面	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
朝来市和田山屋内ゲートボール場	1面	600円	900円	1,500円	2,700円	
朝来市山陽体育館	競技場 (全面)	1,000円	1,000円	1,000円	2,700円	
朝来市栗鹿体育館	競技場 (全面)	400円	400円	400円	1,200円	開場時間は8時から2時までとする。
朝来市与布土体育館	競技場 (全面)	1,500円	2,200円	3,000円	6,000円	
朝来市朝来体	競技場 (全面)	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
	競技場 (半面)	1,000円	1,300円	1,900円	3,200円	
	会議室	1,200円	1,500円	2,200円	4,300円	
	卓球場	1,500円	2,200円	3,000円	6,000円	
朝来市朝来グラウンド		1,100円	1,400円	2,100円	3,400円	
		600円	700円	1,000円	2,000円	
		600円	700円	1,000円	2,000円	
		1,000円	1,000円	1,000円	2,700円	

第7条 朝来市文化会館条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(業務) 第3条 (略) 2 市長は、支障のない限り、その目的以外に<u>利用</u>させることができる。 (<u>使用</u>の許可) 第7条 文化会館を<u>使用</u>しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用</u>を許可しない。 (1)～(3) (略) 3 市長は、<u>使用</u>を許可する場合において管理上必要な条件を付することができる。 (使用料) 第8条 文化会館を<u>使用</u>しようとする者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を<u>使用許可</u>を受ける際に納付しなければならない。使用料の追加を伴う<u>使用内容</u>の変更許可を受けるときも同様とする。 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が<u>使用する</u>場合及び市長が特別の事由があると認める場合は、使用料を後納することができる。 (使用者の遵守事項) 第10条 第7条第1項の<u>使用許可</u>を受けた者(以下「<u>使用者</u>」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 許可を受けた目的以外に文化会館を使用し、又はその<u>使用</u>の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。 (2) (略) (3) <u>使用許可</u>のない器具等を使用しないこと。	(業務) 第3条 (略) 2 市長は、支障のない限り、その目的以外に<u>使用</u>させることができる。 (<u>利用</u>の許可) 第7条 文化会館を<u>利用</u>しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用</u>を許可しない。 (1)～(3) (略) 3 市長は、<u>利用</u>を許可する場合において管理上必要な条件を付することができる。 (使用料) 第8条 文化会館を<u>利用</u>しようとする者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を<u>利用許可</u>を受ける際に納付しなければならない。使用料の追加を伴う<u>利用内容</u>の変更許可を受けるときも同様とする。 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が<u>利用する</u>場合及び市長が特別の事由があると認める場合は、利用料を後納することができる。 (利用者の遵守事項) 第10条 第7条第1項の<u>利用許可</u>を受けた者(以下「<u>利用者</u>」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 許可を受けた目的以外に文化会館を使用し、又はその<u>利用</u>の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。 (2) (略) (3) <u>利用許可</u>のない器具等を利用しないこと。

(4) (略) (5) <u>使用後</u>は、速やかに原状に回復し清掃すること。 (6) (略) (<u>使用許可の取消し等</u>) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用</u>の許可を取り消し、若しくはその<u>使用</u>を制限し、又は退去を命ずることができる。 (1) <u>使用許可</u>の申請に偽りがあったとき。 (2) (略) (3) <u>使用許可</u>の条件に違反し、若しくは指示に従わないとき。 (4) (略) 2 前項の規定により<u>使用者</u>に損害が生じても、市長は、これに対して補償の責任を負わない。 (特別の設備及び原状回復) 第13条 <u>使用者</u>は、特別の設備若しくは装飾をしようとするとき、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 <u>使用者</u>は、前項の規定により特別の設備又は装飾をしたときは、<u>使用後</u>、速やかにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により<u>使用許可</u>を取り消されたときも同様とする。 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、その経費を<u>使用者</u>から徴収する。 (損害賠償) 第14条 <u>使用者</u>の責めに帰する事由によって、施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、<u>使用者</u>においてその損害を賠償しなければならない。 2 (略) 別表第1 (第8条関係)	(4) (略) (5) <u>利用後</u>は、速やかに原状に回復し清掃すること。 (6) (略) (<u>利用許可の取消し等</u>) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用</u>の許可を取り消し、若しくはその<u>利用</u>を制限し、又は退去を命ずることができる。 (1) <u>利用許可</u>の申請に偽りがあったとき。 (2) (略) (3) <u>利用許可</u>の条件に違反し、若しくは指示に従わないとき。 (4) (略) 2 前項の規定により<u>利用者</u>に損害が生じても、市長は、これに対して補償の責任を負わない。 (特別の設備及び原状回復) 第13条 <u>利用者</u>は、特別の設備若しくは装飾をしようとするとき、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 <u>利用者</u>は、前項の規定により特別の設備又は装飾をしたときは、<u>利用後</u>、速やかにこれを撤去し、原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により<u>利用許可</u>を取り消されたときも同様とする。 3 利用者が前項の義務を履行しないときは、その経費を<u>利用者</u>から徴収する。 (損害賠償) 第14条 <u>利用者</u>の責めに帰する事由によって、施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、<u>利用者</u>においてその損害を賠償しなければならない。 2 (略) 別表第1 (第8条関係) 文化会館使用料
--	--

(朝来市生野マインホール)

施設 の 名 称	使用時間及び基本使用料						使用時間 を延長し た場合の 1時間当 たりの使 用料
	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	
	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後10時	午前9 時～午 後5時	午後1 時～午 後10時	午前9 時～午 後10時	
ホー ル	9,000円	12,000円	12,000円	21,000円	24,000円	33,000円	3,000円
	12,000円	16,000円	16,000円	28,000円	32,000円	44,000円	4,000円
会議 室Ⅰ	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円	200円
会議 室Ⅱ	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円	150円
控室 Ⅰ	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円	100円
控室 Ⅱ	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円	100円
ホワ イエ	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円	1,000円

(朝来市和田山ジュピターホール)

施設 の 名 称	使用時間及び基本使用料						使用時間 を延 長した 場合の 1時間 当たり の使用 料
	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	
	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後10時	午前9 時～午 後5時	午後1 時～午 後10時	午前9 時～午 後10時	
ホー ル	15,000円	20,000円	20,000円	35,000円	40,000円	55,000円	5,000円
	18,000円	24,000円	24,000円	42,000円	48,000円	66,000円	6,000円
リハ ーサ ル室 (小 ホー ル)	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円	1,000円
	3,600円	4,800円	4,800円	8,400円	9,600円	13,200円	1,200円
楽屋 Ⅰ・ Ⅱ	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円	150円
楽屋 Ⅲ	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円	200円
会議 室	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	300円
研修 室	1,200円	1,600円	1,600円	2,800円	3,200円	4,400円	400円
和室	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	300円
ホワ イエ	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円	1,000円

(朝来市あさご・ささゆりホール)

施設 の 名 称	使用時間及び基本使用料						使用時間 を延
	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	
	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後10時	午前9 時～午 後5時	午後1 時～午 後10時	午前9 時～午 後10時	

施設名 称等	午前 (9時 ～12 時)	午後 (13時 ～17 時)	夜間 (18時 ～22 時)	午前・ 午後 (9時 ～17 時)	午後・ 夜間 (13時 ～22 時)	1日 (9時 ～22 時)	延長利用 をした場 合の1時 間当たり の使用料
朝来市生野マインホール	ホール	13,500円	18,000円	18,000円	31,500円	36,000円	4,500円
		18,000円	24,000円	24,000円	42,000円	48,000円	6,000円
	会議 室Ⅰ	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	300円
	会議 室Ⅱ	650円	900円	900円	1,550円	1,800円	200円
	会議 室Ⅲ	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	150円
	控室	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	150円
	Ⅰ・ Ⅱ						
	ホワ イエ	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	1,500円
	ホール	22,500円	30,000円	30,000円	52,500円	60,000円	7,500円
朝来市和田山ジュピターホール		27,000円	36,000円	36,000円	63,000円	72,000円	9,000円
	リハ ーサ ル室 (小 ホー ル)	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	1,500円
		5,400円	7,200円	7,200円	12,600円	14,400円	1,800円
	楽屋 Ⅰ・ Ⅱ	650円	900円	900円	1,550円	1,800円	200円
	楽屋 Ⅲ	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	300円
	会議 室	1,350円	1,800円	1,800円	3,150円	3,600円	450円
	研修 室	1,800円	2,400円	2,400円	4,200円	4,800円	600円
	和室	1,350円	1,800円	1,800円	3,150円	3,600円	450円
	ホワ イエ	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	1,500円
朝来市あさご・ささゆりホール	ホール	9,000円	12,000円	12,000円	21,000円	24,000円	3,000円
		13,500円	18,000円	18,000円	31,500円	36,000円	4,500円
	ホワ イエ	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	1,500円
	楽屋	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	150円

備考

1 曜日等による使用料

使用料の上段の額は、月曜日から金曜日までの使用料とし、下段の額は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料とする。

2 使用料の加算

(1) ホール及びリハーサル室の利用者が、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の使用料は、使用料に次の区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市長の認

	午前9時～午後5時	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後5時	午前9時～午後10時	長した場合の1時間当たりの使用料
ホール	6,000円	8,000円	8,000円	14,000円	16,000円	22,000円	2,000円
リハーサル室	9,000円	12,000円	12,000円	21,000円	24,000円	33,000円	3,000円
ホワイエ	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円	1,000円
楽屋	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円	100円

付記

1 曜日等による使用料
使用料の上段の額は、月曜日から金曜日までの使用料とし、下段の額は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料とする。

2 使用料の加算
(1) ホール及びリハーサル室の利用者が、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の使用料は、基本使用料に次の区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市長の認める社会福祉の増進に資することを目的とした団体及び組織的な教育活動を行う団体等が使用する場合は、この限りでない。

入場料等	加算率
入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合	20%
入場料の額が、1,500円以上の場合	50%
入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合	100%

(2) 会議室、研修室、和室又はホワイエの利用者が、入場料を徴収する場合は、基本使用料に50%を乗じて得た額を加算した額とするが、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合は、基本使用料に100%を乗じて得た額を加算した額とする。

(3) 冷暖房を使用するときは、基本使用料に30%を乗じて得た額を加算した額とする。

3 使用料の減額
ホール、リハーサル室及びホワイエを準備、練習又は楽屋等に使用する場合は、基本使用料に50%を乗じて得た額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の準備又は練習に使用する場合を除く。

4 延長使用の定義及び使用料
(1) 延長使用とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の午後10時以後に延長して使用することをいう。

(2) 延長使用時の使用料は、表中「使用時間を延長した場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長使用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て延長使用とはみなさない。

別表第2（第8条関係）
（朝来市生野マインホール）

める社会福祉の増進に資することを目的とした団体及び組織的な教育活動を行う団体等が利用
する場合は、この限りでない。

入場料等	加算率
入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合	20%
入場料の額が、1,500円以上の場合	50%
入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合	100%

(2) 会議室、研修室、和室又はホワイエの利用者が、入場料を徴収する場合は、使用料に50%を乗じて得た額を加算した額とするが、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合は、使用料に100%を乗じて得た額を加算した額とする。

(3) 冷暖房設備を使用するときは、使用料に30%を乗じて得た額を加算した額とする。

3 使用料の減額

ホール、リハーサル室及びホワイエを準備、練習又は楽屋等に利用する場合は、使用料に50%を乗じて得た額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の準備又は練習に利用する場合を除く。

4 延長利用の定義及び使用料

(1) 「延長利用」とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の午後10時以後に延長して利用することをいう。

(2) 延長利用時の使用料は、表中「利用時間を延長した場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長利用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て、延長利用とはみなさない。

別表第2（第8条関係）附属設備等の使用料

	種別	単位	使用料
朝来市生野マインホール	舞台設備	一式 1台 1双	規則で定める額
		1枚	
	照明設備	1列 1台	
	音響設備	一式 1台	
	その他共通	一式 1台 1枚	
		1室	
朝来市和田山シニターホール	舞台設備	1基 1台 一式	規則で定める額
		1枚 1本 1脚	
		1個 1双	
	照明・映像設備	1列 1基 1台	
		一式 1組	
	基本照明	一式	
	音響設備	1台 一式 1本	

種別	単位	使用料
舞台設備	一式 1台 1双 1枚	規則で定める額
照明設備	1列 1台	
音響設備	一式 1台	
その他共通	一式 1台 1枚 1室	

(朝来市和田山ジュピターホール)

種別	単位	使用料
舞台設備	1基 1台 一式 1枚 1本 1脚 1個 1双	規則で定める額
照明・映像設備	1列 1基 1台 一式 1組	
基本照明	一式	
音響設備	1台 一式 1本	
その他附属設備等	1台 一式 1KW 1個 1脚 1枚	

(朝来市あさご・ささゆりホール)

種別	単位	使用料
舞台設備	一式 1台 1脚 1双 1枚	規則で定める額
照明設備	1列 一式 1組 1台 1枚	
音響設備	一式 1台 1本	
その他設備	1台 一式 1枚	

朝来市あさご・ささゆりホール	その他附属設備等	1台 一式 1KW 1個 1脚 1枚	規則で定める額
	舞台設備	一式 1台 1脚 1双 1枚	
	照明設備	1列 一式 1組 1台 1枚	
	音響設備	一式 1台 1本	
	その他設備	1台 一式 1枚	

第8条 朝来市あさご芸術の森美術館条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(事業) 第3条 (略) (1) (略) (2) 彫刻家淀井敏夫氏の作品その他淀井敏夫氏に関するもの並びに美術品及び美術に関する資料_____を収集し、及び保存すること。 (3)～(7) (略) (使用許可及び使用料) 第8条 <u>美術館を占有使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</u> 2 前項の許可を受けた者(以下「<u>使用者</u>」という。)は、別表第2に定める展示施設の使用料(消費税相当額含む。以下同じ。)並びに別表第3に定める附帯施設及び備品等の使用料を納付しなければならない。	(事業) 第3条 (略) (1) (略) (2) 彫刻家淀井敏夫氏の作品その他淀井敏夫氏に関するもの並びに美術品及び美術に関する資料(以下「<u>美術品等</u>」という。)を収集し、及び保存すること。 (3)～(7) (略) (利用許可及び使用料) 第8条 <u>展示施設又は附帯施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</u> 2 前項の許可を受けた者(以下「<u>利用者</u>」という。)は、別表第2に定める展示施設の使用料(消費税相当額含む。以下同じ。)並びに別表第3に定める附帯施設及び備品等の使用料を納付しなければならない。

(不許可等) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>占用使用及び観覧</u>を許可せず、入館利用の場合にあっては入館を禁止し、退館を命ずる。 (1) (略) (2) 美術館の設置の目的に反する<u>利用をし、又はそのおそれがあると認められるとき</u>。 (3)～(5) (略) (<u>使用許可</u>の条件) 第10条 市長は、<u>占用使用</u>の許可に際し、必要な条件を付することができる。 (譲渡及び転貸の禁止) 第11条 <u>使用者</u>は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (<u>使用許可</u>の変更、停止及び取消し) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その<u>使用許可を変更し、若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる</u>。この場合において、これにより生じた損害については、<u>使用者</u>がその賠償の責めを負わなければならない。 (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は<u>使用許可</u>条件に違反して<u>使用</u>したとき、又は<u>使用しようとする</u>とき。 (2) 偽りその他不正の手段により<u>使用</u>の許可を受けたとき。 (3) 災害その他不可抗力により<u>使用させる</u>ことができなくなったとき、又は<u>使用させる</u>ことが不相当と認められるとき。 (4) (略) (使用料等の還付) 第15条 既納の使用料及び観覧料は、還付しない。ただし、第12条第3号若しくは第4号に該当するときは、又は<u>使用者及び観覧者の都合により美術館を</u><u>使用しない</u>	(不許可等) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用及び観覧</u>を許可せず、入館利用の場合にあっては入館を禁止し、退館を命ずる。 (1) (略) (2) 美術館の設置の目的に反する<u>おそれがあると認められるとき</u>。 (3)～(5) (略) (<u>利用許可</u>の条件) 第10条 市長は、<u>利用</u>の許可に際し、必要な条件を付することができる。 (譲渡及び転貸の禁止) 第11条 <u>利用者</u>は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (<u>利用許可</u>の変更、停止及び取消し) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その<u>利用許可の条件を変更し、又は利用の停止を命じ、若しくは利用許可を取り消すことができる</u>。この場合において、これにより生じた損害については、<u>利用者</u>がその賠償の責めを負わなければならない。 (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は<u>利用許可</u>条件に違反して<u>利用</u>したとき、又は<u>利用しようとする</u>とき。 (2) 偽りその他不正の手段により<u>利用</u>の許可を受けたとき。 (3) 災害その他不可抗力により<u>利用させる</u>ことができなくなったとき、又は<u>利用させる</u>ことが不相当と認められるとき。 (4) (略) (使用料等の還付) 第15条 既納の使用料及び観覧料は、還付しない。ただし、第12条第3号若しくは第4号に該当するときは、又は<u>利用者及び観覧者の都合により美術館を</u><u>利用しない</u>
---	---

ことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第16条 使用者は、使用期間中その使用に係る美術館の施設及び美術品等を注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、美術館職員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第17条 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第18条 使用者は、美術館の施設及び美術品等並びに器具備品その他これらに類する物品(以下「設備等」という。)を汚損し、き損し、若しくは亡失したとき、又は前条第3項に規定する義務を履行しないときは、市長が認定した損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、観覧者及び入館利用する者が次条第1号に該当する場合にこれを準用する。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第7条関係)

施設区分	名称	利用形態
展示施設	常設展示室	観覧
	企画展示室	占有使用又は観覧

ことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の義務)

第16条 利用者は、利用期間中その利用に係る美術館の施設及び美術品等を注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、美術館職員が職務執行のために利用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第17条 利用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要と認めるときは、利用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 利用者は、前2項に規定する設備をしたときは、利用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第18条 美術館の施設及び美術品等並びに器具備品その他これらに類する物品(次条において「設備等」という。)を汚損し、毀損し、若しくは亡失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第7条関係)

施設区分	名称	利用形態
展示施設	常設展示室	観覧
	企画展示室	利用又は観覧

	彫刻公園	占用使用又は観覧
附帯施設	会議室	占用使用
公開施設	玄関ホール	入館利用
	談話室（喫茶・ショップ）	入館利用
管理施設	事務室・応接室・機械室・厨房・倉庫・便所・その他管理施設	

付記

- 1 観覧とは、展示施設において展示された美術品等を観覧すること。
- 2 占用使用とは、展示施設（常設展示室を除く。）及び附帯施設を占用して使用すること。
- 3 入館利用とは、公開施設を利用すること。

別表第2（第8条関係）

使用施設	使用期間	半日 9時～13時	1日 9時～17時	1週間 6日間
企画	全室	5,000円	10,000円	50,000円
展示室	大展示室	4,000円	8,000円	40,000円
	小展示室	2,000円	4,000円	20,000円
彫刻公園（屋外展示場）		—	—	40,000円

付記

- 1 使用料のほかに、使用者が開催する作品展等に入場する者は、別に定める美術館観覧料が必要である。
- 2 企画展示室の準備又は片付けのために使用するときの使用料は、前後半日に限り必要としない。

別表第4（第13条関係）

区分		金額	
		個人	団体
常設展示観覧	一般	500円	450円
	大学生・高校生	300円	250円
	小学生・中学生	200円	150円
企画展示観覧等	2,000円以内で市が定める額		

付記

- 1 団体とは、20人以上の団体
- 2 常設展示観覧とは、美術館が平常的に展示する美術品等の観覧
- 3 企画展示観覧とは、美術館が主催して特別に展示する美術品等の観覧
- 4 一般とは、大学生・高校生、小学生・中学生以外の者で15歳以上の者
- 5 大学生・高校生とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれに準ずるものに在学する者をいう。

	彫刻公園	利用又は観覧
附帯施設	会議室	利用
公開施設	玄関ホール	
	談話室（喫茶・ショップ）	
管理施設	事務室・応接室・機械室・厨房・倉庫・便所・その他管理施設	

別表第2（第8条関係）使用料

使用施設	使用期間	半日（9時～13時又は13時～17時）	1日（9時～17時）	1週間（6日間）
企画	全室	7,500円	15,000円	75,000円
展示室	大展示室	6,000円	12,000円	60,000円
	中展示室	4,500円	9,000円	45,000円
	小展示室	3,000円	6,000円	30,000円
彫刻公園（屋外展示場）		5,000円	10,000円	60,000円

備考 企画展示室を準備又は片付けのために使用ときは、その前後半日に限り、使用料の納付を要しない。

別表第4（第13条関係）

区分		金額	
		個人	団体
常設展示観覧	一般	500円	450円
	大学生・高校生	300円	250円
	小学生・中学生	200円	150円
企画展示観覧等	2,000円以内で市が定める額		

備考

- 1 「団体」とは、その総人員が20人以上のものをいう。
- 2 「常設展示観覧」とは、美術館が平常的に展示する美術品等を観覧することをいう。
- 3 「企画展示観覧」とは、美術館が主催して特別に展示する美術品等を観覧することをいう。
- 4 「一般」とは、大学生・高校生、小学生・中学生以外の者で15歳以上の者をいう。
- 5 「大学生・高校生」とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれに準ずるものに在学する者をいう。
- 6 利用者が開催する作品展等を観覧するときは、観覧料のほかに当該作品展等の入場料を納付しなければならない。

第9条 朝来市斎場条例新旧対照表

現 行					改 正 案														
(使用料の不還付)					(使用料の不還付)														
第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の <u>事由</u> があると認めた場合は、この限りでない。					第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の <u>理由</u> があると認めた場合は、この限りでない。														
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）														
施設 の名称	区分		単位	使用料		施設 の名称	区分		単位	使用料									
				市内	市外					市内	市外								
火葬棟	大人（12歳以上）		1 体	30,000 円	60,000 円	火葬棟	大人（12歳以上）		1 体	21,000 円	42,000 円								
	小人（12歳未満）		1 体	20,000 円	40,000 円		火葬棟	小人（12歳未満）		1 体	14,000 円	28,000 円							
	妊娠4箇月以上の胎児		1 胎	10,000 円	20,000 円			火葬棟	妊娠4箇月以上の胎児		1 胎	7,000 円	14,000 円						
	改葬遺骨		1 件	10,000 円	20,000 円				火葬棟	改葬遺骨		1 件	7,000 円	14,000 円					
	身体の一部（胞衣物等を含む。）		1 件	5,000 円	10,000 円					火葬棟	身体の一部（胞衣物等を含む。）		1 件	3,500 円	7,000 円				
	小動物	収骨なし	20キログラム以上	1 体	10,000 円						20,000 円	小動物	収骨なし	20キログラム以上	1 体	7,000 円	14,000 円		
			20キログラム未満	1 体	5,000 円						10,000 円			小動物	20キログラム未満	1 体	3,500 円	7,000 円	
		収骨あり	20キログラム以上	1 体	20,000 円						40,000 円		小動物			収骨あり	20キログラム以上	1 体	14,000 円
			20キログラム未満	1 体	10,000 円						20,000 円				小動物		20キログラム未満	1 体	7,000 円
	霊安室			1 回	10,000 円						20,000 円	霊安室						1 回	2,700 円
葬祭棟	式場（控室を含む。）	通夜	1 回	50,000 円	100,000 円	葬祭棟					式場（控室を含む。）	通夜		1 回		50,000 円	100,000 円		
		告別式	1 回	50,000 円	100,000 円		葬祭棟					告別式	1 回	38,000 円		76,000 円			
	待合室1（和室）			1 回	3,000 円			6,000 円			待合室1（和室）			1 回	2,000 円	4,100 円			
	待合室2（和室）			1 回	3,000 円			6,000 円	待合室2（和室）			1 回	1,800 円	3,700 円					
備考					備考														
1 「市内」とは、死亡者（死胎児については、その父又は母）が死亡時に市の住民基本台帳に記録又は外国人登録票に登録されている場合をいい、身体の一部及び胞衣物等については、本人が申請時に市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。ただし、改葬遺骨については、改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地の所在地が、市にある場合をいう。					1 「市内」とは、死亡者（死胎児については、その父又は母）が死亡時に市の住民基本台帳に記録又は外国人登録票に登録されている場合をいい、身体の一部及び胞衣物等については、本人が申請時に市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。ただし、改葬遺骨については、改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地の所在地が、市にある場合をいう。														
2 「市外」とは、前項に定める場合以外をいう。					2 「市外」とは、前項に定める場合以外をいう。														
3 式場又は待合室で冷暖房設備を利用するときは、市内使用料に20%を乗じて得た額を加算する。					3 式場又は待合室で冷暖房設備を使用するときは、市内使用料に20%を乗じて得た額を加算する。														

第10条 朝来市埋蔵文化財センター条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
(事業)		(事業)	
第3条（略）		第3条（略）	
(1)～(5)（略）		(1)～(5)（略）	
(6) 前各号に掲げるもののほか、 <u>教育委</u>		(6) 前各号に掲げるもののほか、 <u>朝来市</u>	

<u>員会が必要と認める事業</u> <u>(観覧料等)</u> 第7条 (略) 2 前項の観覧料の額は、1,000円以内とし、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の<u>理由</u>があるときは、この限りでない。 <u>(観覧料の減免)</u> 第8条 市長は、公益を目的とするときその他規則で定める特別の<u>理由</u>があるときは、<u>観覧料</u>を減額し、又は免除することができる。 <u>(観覧料の返還)</u> 第9条 既納の<u>観覧料</u>は、返還しない。ただし、規則で定める特別の<u>理由</u>があるときは、その全部又は一部を返還することができる。	<u>教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</u> <u>(入館料等)</u> 第7条 (略) 2 前項の観覧料の額は、1,000円以内とし、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の<u>事由</u>があるときは、この限りでない。 <u>(観覧料等の減免)</u> 第8条 市長は、公益を目的とするときその他規則で定める特別の<u>事由</u>があるときは、<u>観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）</u>を減額し、又は免除することができる。 <u>(観覧料等の返還)</u> 第9条 既納の<u>観覧料等</u>は、返還しない。ただし、規則で定める特別の<u>事由</u>があるときは、その全部又は一部を返還することができる。 <u>(施設の区分及び利用形態)</u> 第12条 <u>センターの施設は、別表第1のとおりとする。</u> <u>(利用許可及び使用料)</u> 第13条 <u>体験学習室を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</u> 2 <u>前項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）で別表第2に掲げる施設を利用するものは、使用料を納付しなければならない。</u> <u>(利用許可の条件)</u> 第14条 <u>教育委員会は、利用の許可に際し、必要な条件を付することができる。</u> <u>(譲渡及び転貸の禁止)</u> 第15条 <u>利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u> <u>(利用許可の取消し等)</u> 第16条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれ</u>
---	---

(損害の賠償等)

第12条（略）

(指定管理者の指定等)

第13条（略）

2（略）

(1)、(2)（略）

(3) 観覧料の取扱いに関する業務

(4)（略）

3、4（略）

(委任)

第14条（略）

かに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくはその利用を制限し、又は退去を命ずることができる。この場合において、これにより生じた損害については、利用者がその賠償の責めを負わなければならない。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 利用許可の条件に違反し、又は指示に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。

(損害の賠償等)

第17条（略）

(指定管理者の指定等)

第18条（略）

2（略）

(1)、(2)（略）

(3) 観覧料等の取扱いに関する業務

(4)（略）

3、4（略）

(委任)

第19条（略）

別表第1（第12条関係）施設の区分及び利用形態

施設の区分	施設の名称
展示施設	常設展示室
	特別展示室
	屋外展示場
附帯施設	体験学習室

別表第2（第13条関係）施設の使用料

区分	名称	金額
附帯施設	体験学習室	300円／1時間

第11条 朝来市旧生野鉾山職員宿舍条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(権利譲渡の禁止) 第14条 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に<u>利用して</u>はならない。 <u>別表</u> (第8条及び第11条関係)	(権利譲渡の禁止) 第14条 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に<u>使用して</u>はならない。 <u>別表</u> (第8条及び第11条関係)

職員宿舎の使用料 (甲 9 号及び甲19号)			職員宿舎の使用料 (甲 9 号及び甲19号)		
利用区分	使用料	摘要	利用区分	使用料	摘要
時間貸し	1時間当たり200円	1棟当たり	時間貸し	1時間当たり300円	1棟当たり
宿泊	1日当たり50,000円	1棟当たり	宿泊	1日当たり50,000円	1棟当たり
備考			備考		
1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。			1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。		
2 宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。			2 宿泊の場合は、午後3時から翌日午前10時までの利用とする。		
3 宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。			3 宿泊の場合は、時間貸しの使用料は、徴収しない。		

第12条 朝来市生野まちなみ交流館条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(権利譲渡の禁止)	
第14条 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に利用してはならない。	第14条 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。
別表 (第 8 条及び第11条関係)	別表 (第 8 条及び第11条関係)
(生野まちなみ交流館)	まちなみ交流館の使用料
1 生野まちなみ交流館	1 生野まちなみ交流館
施設	施設
使用時間及び基本使用料	使用時間及び基本使用料
午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
午後6時～午後10時	午後6時～午後10時
全日	全日
7日	7日
1月間	1月間
会議室	会議室
土蔵	土蔵
備考	備考
1 冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。	1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。
2 会議室を時間延長して使用の場合は、基本使用料に1時間当たり200円を加算した額とする。	2 土蔵の利用において、1箇月に満たない場合は、休館日を含めて1日当たり100円とする。
(口銀谷銀山町ミュージアムセンター)	2 口銀谷銀山町ミュージアムセンター
施設	施設
使用時間及び基本使用料	使用時間及び基本使用料
午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
午後6時～午後10時	午後6時～午後10時
全日	全日
7日	7日
1月間	1月間
本館1階和室	本館1階和室
本館2階和室	本館2階和室
別館	別館
備考	備考
1 冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。	1 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。
2 会議室を時間延長して使用の場合は、基本使用料に1時間当たり200円を加算した額とする。	2 土蔵の利用において、1箇月に満たない場合は、休館日を含めて1日当たり100円とする。

和室		円							
本館	=	=	=	=	=	=	100円	700円	3,000円
土蔵									
別館	=	=	=	=	=	=	100円	700円	3,000円
土蔵									
付記									
1 冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。									
2 会議室を時間延長して使用する場合は、基本使用料に1時間当たり200円を加算した額とする。									

第13条 朝来市生涯学習センター条例新旧対照表

現 行					改 正 案				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
区分		午前	午後	夜間	区分		午前	午後	夜間
		9:00～ 12:30	12:30～ 17:30	17:30～ 22:00			9:00～ 12:30	12:30～ 17:30	17:30～ 22:00
朝来市生涯学習センター	第1研修室	1,200円	1,500円	1,700円	朝来市生涯学習センター	第1研修室	1,200円	1,500円	1,700円
	第2研修室	800円	1,000円	1,200円	朝来市生涯学習センター	第2研修室	800円	1,000円	1,200円
朝来市和田山生涯学習センター	第1研修室	1,200円	1,500円	1,700円	朝来市和田山生涯学習センター	第1研修室	1,200円	1,500円	1,700円
	第2研修室	800円	1,000円	1,200円	朝来市和田山生涯学習センター	第2研修室	800円	1,000円	1,200円
	第3研修室	800円	1,000円	1,200円	朝来市和田山生涯学習センター	第3研修室	800円	1,000円	1,200円
	第4研修室	1,200円	1,500円	1,700円	朝来市和田山生涯学習センター	第4研修室	1,200円	1,500円	1,700円
	調理実習室	1,500円	1,800円	2,200円	朝来市和田山生涯学習センター	調理実習室	1,500円	1,800円	2,200円
					朝来市和田山生涯学習センター				
朝来市山東生涯学習センター	第1研修室	1,100円	1,300円	1,500円	朝来市山東生涯学習センター	第1研修室	1,100円	1,300円	1,500円
	第2研修室	1,100円	1,300円	1,500円	朝来市山東生涯学習センター	第2研修室	1,100円	1,300円	1,500円
	第3研修室	1,400円	1,800円	2,000円	朝来市山東生涯学習センター	第3研修室	1,400円	1,800円	2,000円
	第4研修室	600円	800円	1,200円	朝来市山東生涯学習センター	第4研修室	600円	800円	1,200円
	第5研修室	600円	800円	1,200円	朝来市山東生涯学習センター	第5研修室	600円	800円	1,200円
	第6研修室	1,100円	1,300円	1,600円	朝来市山東生涯学習センター	第6研修室	1,100円	1,300円	1,600円
	第7研修室	900円	1,100円	1,500円	朝来市山東生涯学習センター	第7研修室	900円	1,100円	1,500円
	大集会室	2,500円	2,800円	3,100円	朝来市山東生涯学習センター	大集会室	2,500円	2,800円	3,100円
朝来市朝来生涯学習センター	第1研修室	600円	800円	1,000円	朝来市朝来生涯学習センター	第1研修室	900円	1,200円	1,500円
	第2研修室	600円	800円	1,000円	朝来市朝来生涯学習センター	第2研修室	900円	1,200円	1,500円
	第3研修室	600円	800円	1,000円	朝来市朝来生涯学習センター	第3研修室	900円	1,200円	1,500円
	第4研修室	600円	800円	1,000円	朝来市朝来生涯学習センター	第4研修室	900円	1,200円	1,500円
	第5研修室	600円	800円	1,000円	朝来市朝来生涯学習センター	第5研修室	900円	1,200円	1,500円
	第6研修室	600円	800円	1,000円	朝来市朝来生涯学習センター	第6研修室	900円	1,200円	1,500円
	調理実習室	1,500円	1,800円	2,200円	朝来市朝来生涯学習センター	調理実習室	1,500円	1,800円	2,200円
					朝来市朝来生涯学習センター				
備考 冷暖房を使用する場合は、上記の使用料に2割を加算した額とする。					備考 冷暖房設備を使用する場合は、上記の使用料に2割を加算した額とする。				